２　令和三年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号及び第六号から第八号まで、同項第一号ロの表第一号及び第三号、同項第二号の表第一号、同項第三号イの表第八号、第九号、第十七号及び第六十三号並びに同項第三号ロの表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条　令和二年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～八　略］

［削る］

［２　略］

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十一条　令和二年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～八　略］

［削る］

［２　略］

（平成二十八年熊本地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条　令和三年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二　精神保健対策費補助金を受けて施行する心のケア事業（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨に係るものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

［削る］

三　国の補助金を受けて施行する被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

２　令和二年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号、第六号、第七号、第八号、第三条第一項第一号ロの表第一号、第三号、第三条第一項第二号の表第一号、第三条第一項第三号イの表第八号、第九号、第十七号、第六十三号及び第三条第一項第三号ロの表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条　令和二年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～八　同上］

九　特定県及び特定市町村に東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第九号によつて算定した額を控除した額

［２　同上］

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十一条　令和二年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～八　同上］

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

［２　同上］

（平成二十八年熊本地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条　令和二年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する心のケア事業（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号及び令和元年台風第十九号に係るものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた道府県において、公営企業の職員を災害復旧等に従事させるため転任させた場合の当該職員に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めた経費に〇・八を乗じて得た額

四　国の補助金を受けて施行する被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額